

開催日)の2回、常務理事会は5月19日、10月27日の2回開催した。学術成果リポジトリ等へのコンテンツ登録に関する協定、ホームページの充実についても話題があった。正会員の入会:織田銃一氏(岡山理科大学理学部)、城ヶ原貴通氏(岡山理科大学理学部)、揖斐隆之氏(岡山大学大学院自然科学研究科)、退会:小杉忠誠氏(琉球大学医学部)、葉山杉大氏(関西医大)、山元昭二氏(国立環境研究所)。本研究会理事の倉林 譲先生が5月13日、日本実験動物学会功労賞を受賞されたことの紹介があった。

② 平成22年度(1月1日~11月25日)の会計収支中間報告:収入の部として前年度繰越金 377,448円、会費 31,000円、賛助会費 360,000円、日本生物工学会西日本支部 20,000円、寄付金 33,000円、郵便貯金利子 27円となり、総額 821,475円、一方、支出の部として印刷費(第26号会報) 154,192円、通信費 22,970円、第59回研究会謝金 30,000円、補助 40,000円、雑費 6,780円となり、支出総額は 253,942円で、残高は 567,533円であった。

⑤ 平成23年度の活動計画:研究会を2回開催する。第61回研究会は会員持ち回りで6月~7月に開催を予定している。会員による一般講演、特別講演1題などを企画する。第62回研究会は11月25日(金)13:30~ビュアリティまきび(予約済)で開催を予定している。賛助会員による講演、特別講演、懇親会を企画する。研究会報(第27号)を発行し、第28号の編集を行う。理事会・常務理事会は従来通り各々2回開催する。リポジトリ等へのコンテンツ登録および公開やホームページの充実や会員の拡大を図る。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

## 参考資料

### 動物の愛護及び管理に関する法律の改正

1973年に制定され、その後1999年に見直され、さらに2005年に改正、2006年から施行されている。改正の趣旨、内容等について紹介する。なお、下記の国立大学法人動物実験施設協議会(国動協)のホームページ

<http://www.kokudoukyou.org/kisoku/index.html> から引用した。

#### 1) 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)

1973年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」は、その後、1999年に一度見直されて「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正されましたが、その時は実験動物に関連した条文は改正されませんでした。その後、本法律は環境省の所管のもとに再び見直され、そして実験動物に関連した条文についても見直しが行われ、その結果、2005年6月22日に改正され、2006年6月1日から施行されました。

実験動物に関連した主たる改正ポイントは、第41条の中の、動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等の部分であって、今回の法律改正で初めて実験動物の愛護に関する理念であるいわゆる3Rが盛り込まれた点です。すなわち、「動物を科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において」の後に、一つ目の改正ポイントとして、「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」

(Replacement)、そして二つ目の改正ポイントとして、「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」(Reduction)が新たに盛り込まれ、二つのRが新しく登場しました。三つ目のRである「できる限り動物に苦痛を与えないこと」

(Refinement)については以前から盛り込まれており、今回もそのまま残りました。このことにより、今回の法律改正で以上の3Rがそろい踏みしました。

#### 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

1980年に制定された「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」は、2006年4月28日に、環境省の所管のもとに「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(以下「実験動物基準」と略す)に改正され、環境省告示第88号として告示され、同年6月1日付けで適用されました。実験動物基準は3Rの原則を踏まえつつも動物実験には踏み込まずに、特に実験動物の福祉に特化してRefinementについて定めたものです。

#### 文部科学省等から告示された「動物実験等の実施に関する基本指針」

動物愛護管理法の施行を踏まえ、各研究機関における動物実験等の適正な実施に資するために、文部科学省は2006年6月1日に、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下「基本指針」と略す)を、文部科学省告示第71号として告示しました。さらに、厚生労働省及び農林水産省からも、ほぼ同様の内容で、同じ日に、それぞれごとに基本指針を告示しました。これらはいずれも、動物実験を各機関ごとに適正に自主管理していくために、各省庁単位で基本指針を定めたもので、例えば文部科学省が制定したそれについてみれば、各研究機関の長である学長が新たに対応する主な事項として、(1)動物実験委員会の設置、(2)機関内規程の策定、(3)教育訓練等の実施、(4)自己点検・評価、(5)情報公開をあげました。また、研究機関等における動物実験の実施について、すなわち機関内規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の履行の結果の把握に関しては、学長が最終責任を有するとしました。

#### 2) 日本学術会議が制定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」

文部科学省や厚生労働省が取りまとめた基本指針を踏まえて、両省は日本学術会議に対して、各研究機関が自ら制定する動物実験等に関する規程、すなわち機関内規程を整備するに際してモデルとなる共通ガイドラインの作成を依頼しました。これを受けて、日本学術会議は2006年6月1日に「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」と略す）を作成しました。

### 3) 文部科学省からの「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針の施行について」通知

平成18年6月1日付けで、各国公私立大学長などの各機関の長に宛てて、文部科学省研究振興局長名で「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針の施行について」が通知されました（18文科振第97号）。そこには次のような内容が示されています。

この度、動物愛護管理法の施行等を踏まえ、各研究機関における動物実験等の適正な実施に資するため、基本指針を告示しました。各研究機関の長におかれましては、本指針を関係者にご周知いただくとともに、本指針において研究機関等の長の責務とされている機関内規程の策定及び動物実験委員会の設置などについて、適切に対処していただきますようお願いいたします。

### 4) 国立大学法人動物実験施設協議会から提示された「機関内規程」のひな形

前述の文部科学省研究振興局長名で各国公私立大学長などに宛てて出された通知に従い、各研究機関は機関内規程を可及的すみやかに作成する必要が生じました。そこで、国立大学医学部長会議は国動協に対して、機関内規程のひな形作成を依頼しました。これを受けて、国動協は文部科学省から告示された基本指針を骨格にして、動物愛護管理法、実験動物基準を踏まえて、さらに日本学術会議のガイドラインを参考にして機関内規程のひな形を作成し、平成18年9月中旬に国立大学医学部長会議に提示しました。機関内規程については、本ホームページ「国動協勧告・報告等」の中の「機関内規程の作成」にも掲載しています。

#### 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン 2006年6月1日 日本学術会議

詳細については下記のホームページをご覧ください。  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf>  
[http://www.lifescience.mext.go.jp/policies/pdf/an\\_material003.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/policies/pdf/an_material003.pdf)

背景と問題点(上記のホームページより抜粋)

1980年：動物実験ガイドラインの策定について

(勧告)

1997年：教育・研究における動物の取り扱い—倫理的及び実務的問題点と提言—(特別委員会報告)問題点

- 諸外国のような統一ガイドラインがないため、規制の具体性が分かりにくい。
- 各機関における自主管理体制を客観的に評価・検証する仕組みがない。



- 統一ガイドラインの策定・第3者的評価システムの構築の必要性

2004年 日本学術会議第7部会 提言「動物実験に対する社会的理解を促進するために」

※学術研究、試験研究の不可欠な手段である動物実験を、法律で規制するのではなく、自主管理体制により適正化する。

ガイドライン作成にあたっての基本方針

1. 基本指針(文部省、厚生労働省)に基づき、科学的な観点から適正な動物実験を遂行する目的で作成する。
2. 動物実験を適正に行うための実験動物の取扱いに関しては、環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の規定を踏まえる。
3. 各研究機関が、所管庁の基本指針を踏まえて動物実験等に関する規定等を整備する際に、モデルあるいは参考として活用できるように組み立てる。
4. 欧米各国から一定の評価が得られるような内容にする。
5. わが国の土壤に根ざした動物実験等の管理体制の樹立を目指す。それによって、社会的理解のもとで動物実験の適正化を図る。

前文

わが国では、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)および「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(昭和55年総理府告示第6号)に基づいて、実験動物の取扱いに関する具体的配慮の必要性が示されてきた。

そのような状況の中で動物実験に関しては、科学研究の進歩を支える重要性に鑑み、法令ではなく行政指導によってその適正化が図られてきた。すなわち、日本学術会議が「動物実験ガイドラインの策定について」を政府に勧告し(昭和55年)、この勧告に基づいて、当時の文部省が「大学等における動物実験について」を所管の機関等に通知した(昭和62年学術国際局長)。これに基づいて、研究機関は動物実験等をより適正に実施するための指針等および動物実験委員会を整備して、きめ細かな運用を図っているところである。その結果、自由闊達で創造性豊かな科学研究を行うことが可能となり、わが国の医学、生

命科学は、国際的にも目覚ましい発展を遂げた。

生命科学を推進するには、その必要性を最もよく理解している研究者が責任を持って動物実験等を自主的に規制することが望ましいと考える。その一方で、動物実験等の適正な実施に関して国としてのよりどころを求める声もある。そこで、動物実験等に関するガイドラインの策定が急務となり、日本学術会議第7部(当時)は平成16年に、「動物実験に対する社会的理解を促進するために(提言)」を報告した。

これを受けて文部科学省および厚生労働省は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」および「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」を取りまとめた。さらに、両省は日本学術会議に対して、上記の基本指針をふまえて各研究機関が動物実験等に関する規程等を整備するに際してモデルとなる共通ガイドラインの作成を依頼した。

実験動物の取扱いに関してはそれぞれの国家に固有の宗教や文化が影響している。法令によらない動物実験等の自主管理は北米型ともいわれるが、わが国は日本の土壌に根ざした管理体制の樹立を目指すべきであり、それによって、動物実験等が社会的理解の下で適正に進められ、生命科学の発展に寄与することを願ってやまない。

## 目次

### 趣旨と目的

#### 第1 定義

- 1) 動物実験等
- 2) 施設等
- 3) 実験動物
- 4) 機関等
- 5) 機関等の長
- 6) 動物実験計画
- 7) 動物実験責任者
- 8) 動物実験実施者
- 9) 管理者
- 10) 実験動物管理者
- 11) 飼養者
- 12) 管理者
- 13) 指針等
- 14) 規程等

#### 第2 機関等の長の責務

#### 第3 動物実験委員会

- 1) 動物実験委員会の役割
- 2) 動物実験委員会の構成

#### 第4 動物実験計画の立案および実験操作

1. 動物実験計画の立案
  - 1) 動物実験計画立案時に検討を要する事項
  - 2) 動物実験計画書作成の実際
2. 実験操作
  - 1) 実験室および実験設備
  - 2) 身体の保定
  - 3) 給餌および給水制限

- 4) 外科的処置
- 5) 麻酔、鎮痛処置および術後管理
- 6) 人道的エンドポイント

※humane endpoint: 実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング

- 7) 安楽死処置
- 8) 安全管理への配慮
- 9) 履行結果の報告

#### 第5 供試動物の選択ならびに授受

- 1) 実験動物の導入
- 2) 検疫および順化
- 3) 輸送
- 4) 実験動物の授受における情報提供等

#### 第6 実験動物の飼養および保管

- 1) 飼養および保管の基本
- 2) ケージ内環境と飼育室の環境
  - (1) 飼育スペース
  - (2) 環境温度および湿度
  - (3) 換気
  - (4) 照明
  - (5) 飼料
  - (6) 飲水

#### 3) 記録類の保存

#### 第7 実験動物の健康管理

#### 第8 施設等

#### 第9 安全管理

- 1) 危険因子の把握と取扱い
- 2) 実験動物による危害等の防止
- 3) 実験動物の逃走時の対応
- 4) 緊急時の対応
- 5) 生活環境の保全

#### 第10 教育訓練等の実施

#### 第11 その他

#### 附則 本指針の見直し

#### 参考文献

#### 別添

### 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針

文部科学省告示第71号 平成18年6月1日

詳細は下記のホームページ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/060609/04.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/060609/04.htm) をご覧ください。下記の前文、目次を引用。

#### 前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物の愛護の観点から、適正に行われなければならない。このため、研究機関等においては、従前から「大学等における動物実験について(昭和62年5月25日 文部省学術国際局長通知)」等に基づき、動物実験委

員会を設けるなどして、動物実験指針の整備及びその適正な運用に努めてきたところであるが、今後も生命科学の進展、医療技術等の開発等に資するため、動物実験等が実施されていくものと考えられる。

一方、平成 17 年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 68 号)が公布され、動物実験等に関する理念であるいわゆる 3R のうち、Refinement(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)に関する規定に加え、Replacement(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、出来る限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)及び Reduction(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)に関する規定が盛り込まれた。

このような動物実験等を取り巻く環境の変化を受け、研究機関等においては、科学上の必要性のみならず、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)の規定も踏まえ、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

このような現状を踏まえ、動物実験等の適正な実施に資するため、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定める。

## 第1 定義

- (1) 動物実験等
- (2) 実験動物
- (3) 研究機関等
- (4) 動物実験計画
- (5) 動物実験実施者
- (6) 動物実験責任者

## 第2 研究機関等の長の責務

1. 研究機関等の長の責務
2. 機関内規程の策定
3. 動物実験計画の承認
4. 動物実験計画の実施の結果の把握

## 第3 動物実験委員会

1. 動物実験委員会の設置
2. 動物実験委員会の役割
3. 動物実験委員会の構成

## 第4 動物実験等の実施

1. 科学的合理性の確保
  - (1) 適正な動物実験等の方法の選択
    - ① 代替法の利用
    - ② 実験動物の選択
    - ③ 苦痛の軽減
  - (2) 動物実験等の施設及び設備
2. 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実

験等

第5 実験動物の飼養及び保管

第6 その他

1. 教育訓練等の実施
2. 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証
3. 情報公開

附則 この基本指針は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

## 実験動物の授受に関わるガイドライン

### —マウス・ラット編—

昭和 59 年 5 月 31 日制定、平成 22 年 5 月 6 日改定

<http://www.kokudoukyou.org/kankoku/juju.html>

下線はクリックすると、その内容を閲覧できる。

### 1. 目的

実験動物の福祉面への配慮、病原微生物の伝播防止、輸送中の事故防止、ならびに授受動物の系統保持を図る。〔[図 1:実験動物授受の流れ](#)〕参照

### 2. 適用範囲

3. 譲渡動物 [〔表 1:微生物学的モニタリング対象微生物および寄生虫〕](#)

### 4. 譲渡者

[〔様式 4:実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート〕](#)

[〔様式 3-1:実験動物授受に際しての研究機関承認施設承諾確認書〕](#) 参照

[〔様式 3-2:遺伝子組換え動物の譲渡・提供・委託に際しての情報提供〕](#)

### 5. 譲渡施設管理者

### 6. 譲受者

### 7. 譲受施設管理者

### 8. 授受の方法、輸送中の事故防止、その他

[〔様式 1:実験動物の譲渡依頼書〕](#)

[〔様式 2:譲渡承諾書〕](#)

[〔様式 5:動物受領書〕](#)

### 9. 付記

※カルタヘナ法(生物多様性条約カルタヘナ議定書)  
:遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

※授受に関する契約書 MTA [Material Transfer Agreement]

譲受者の作成書類

[http://plaza.umin.ac.jp/jalap/rg2\\_jujuform.doc](http://plaza.umin.ac.jp/jalap/rg2_jujuform.doc)

下記の法律・基準・指針等は(社)日本実験動物学会のホームページ「[実験動物関連情報 法律・各省の基本指針](#)」に列記されているので、ご参照ください。  
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jalas/law-guide/law-in-dex.html>

- 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)  
(昭和48年10月1日 法律第105号、平成18年  
6月2日改正 法律第50号)
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する  
基準(平成18年4月28日、環境省告示第88号)
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本  
指針(平成18年6月1日、文部科学省告示第71  
号)
- 厚生労働省の所轄する実施機関における動物実験  
等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日、  
厚生労働省通知)
- 農林水産省の所轄する研究機関等における動物実  
験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日、  
農林水産省通知)
- 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン  
(平成18年6月1日、日本学術会議)